

## 目次

第1章	総則	
第1	目的	2
第2	用語	2
第3	運用上の留意事項	3
第4	基準の適用範囲	3
第2章	防火対象物	
第1	政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い	1-1
第2	収容人員の算定	1-45
第3	建築物の床面積及び階の取扱い	1-73
第4	無窓階の取扱い	1-99
第3章	消防用設備等の設置単位	
第1	消防用設備等の設置単位	2-119
第2	政令第8条に規定する区画等の取扱い	2-127
第3	政令第9条の取扱い	2-145
第4	渡り廊下で接続されている場合の取扱い	2-149
第5	地下連絡路で接続されている場合の取扱い	2-161
第6	洞道で接続されている場合の取扱い	2-167
第7	小規模特定用途複合防火対象物	2-161
第8	内装制限	2-185
第9	スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の取扱い	2-187
第10	水噴霧消火設備等の設置に係る取扱い	2-217
第11	火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所の取扱い	2-223
第12	避難器具の設置個数の減免の取扱い	2-233
第13	誘導灯の設置を要しない部分の取扱い	2-251
第4章	消防用設備等の技術基準	
第1	消火器具	3-263
第2	屋内消火栓設備	3-273
第2の2	パッケージ型消火設備	3-333
第3	スプリンクラー設備	
	(閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備)	3-339
第3の2	開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備	3-381
第3の3	放水型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備	3-393
第3の4	ラック式倉庫に用いるスプリンクラー設備	3-421
第3の5	特定施設水道連結型スプリンクラー設備	3-457
第3の6	パッケージ型自動消火設備	3-477

第3の7	パッケージ型自動消火設備（Ⅱ型を用いるもの）	3-493
第4	泡消火設備	
	（固定式の泡消火設備（高発泡用泡放出口を用いるものを除く。））	3-499
第4の2	移動式の泡消火設備	3-517
第4の3	特定駐車場用泡消火設備	3-527
第5	不活性ガス消火設備（全域放出方式の二酸化炭素消火設備）	3-557
第5の2	不活性ガス消火設備	
	（イナートガス消火剤を放射する不活性ガス消火設備）	3-591
第6	ハロゲン化物消火設備（全域放出方式）	3-603
第7	粉末消火設備	3-621
第8	屋外消火栓設備	3-643
第9	動力消防ポンプ設備	3-657
第10	自動火災報知設備	4-661
第10の2	無線式自動火災報知設備	4-769
第10の3	特定小規模施設用自動火災報知設備	4-775
第10の4	複合型居住施設用自動火災報知設備	4-787
第11	ガス漏れ火災警報設備	4-799
第12	漏電火災警報器	4-817
第13	消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）	4-827
第14	非常警報設備	4-841
第15	避難器具	5-885
第16	誘導灯	5-959
第16の2	誘導標識	5-995
第17	消防用水	6-1013
第18	排煙設備	6-1031
第18の2	加圧防排煙設備	6-1051
第19	連結散水設備	6-1081
第20	連結送水管	6-1103
第21	非常コンセント設備	6-1133
第22	無線通信補助設備	6-1143
第23	非常電源	6-1155
第24	総合操作盤	6-1203
第5章	特定共同住宅等	
第1	用語の意義・適用範囲	7-1227
第2	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分	7-1235
第3	位置、構造及び設備の要件	7-1269

第4	区画貫通及び耐火性能	7-1283
第5	構造類型	7-1289
第6	特定光庭の取り扱い	7-1351
第7	必要とされる防火性能を有する消防の用に供する設備等	7-1389
第8	共同住宅用スプリンクラー設備	7-1397
第9	共同住宅用自動火災報知設備	7-1415
第10	住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備	7-1437

#### 凡例

無印：法令基準（法令解釈又は運用基準を含む。）

▲：行政指導基準であることを示す印

●：法令基準に行政指導を加えた基準を示す印